

荒川さつき会館団体登録のご案内

荒川さつき会館にご来館いただきありがとうございます。

※荒川さつき会館を団体を使用するには、事前に団体登録が必要となります。

登録は、荒川さつき会館で登録した[荒川さつき会館使用団体]以外でも[区民ひろば館使用団体]・[男女平等推進団体]・[老人福祉センター会議室利用団体]・[障害者福祉推進団体] [社会教育団体]の各団体登録でもご使用いただけます。

登録できる団体

●区民団体（使用料半額免除・2月前から予約可）

- ① 団体の代表者が荒川区に住所を有し、又は荒川区内の事業所に勤務し、若しくは荒川区内の学校に在学すること。
- ② 団体の構成員が5名以上で、その過半数が荒川区内に住所を有し、又は荒川区内の事業所に勤務し若しくは荒川区内の学校に在学すること。
- ③ 団体の活動内容が、公の秩序または善良の風俗を害するものでないこと。
- ④ 専ら営利を目的とした団体でないこと。

●一般団体（1月前から予約可）

- ① 団体の代表者が荒川区に住所を有し、又は荒川区内の事業所に勤務し、若しくは荒川区内の学校に在学すること。
- ② 団体の構成員が5名以上であること。
- ③ 団体の活動内容が、公の秩序または善良の風俗を害するものでないこと。
- ④ 専ら営利を目的とした団体でないこと。

登録できない団体

- ① 団体名が、会社名のみでの団体
- ② 団体名が、「〇〇教室」「〇〇スクール」等営利団体と誤解される可能性のある団体
- ③ 団体が、中学生以下だけで構成されている団体
- ④ 団体が、一家族だけで構成されている団体
- ⑤ 団体の構成員全員の記載がない場合（一部会員のみの登録不可）
- ⑥ 講師等が会員を集めて開催する行事・教室
- ⑦ 団体が、不特定多数の人を集めて、オーディション等を行う場合

手続きに必要なもの

- ① 荒川さつき会館使用団体登録申請書
- ② 団体構成員名簿（会員全員の氏名・住所・電話番号、在勤・在学の場合は会社名又は学校名とその所在地の記載のあるもの）
- ③ 代表者が区内在勤又は在学の場合は、在勤・在学のわかる書類（社員証・学生証等）

※郵送での受付も行っております。